

平成 24 年度 第 3 回公共事業等審査会 議事録概要版

1. 日 時 : 平成24年11月 1日 (木) 14:00~17:00
2. 場 所 : 兵庫県農業共済会館 4階 会議室
3. 出席者 : (委 員) 沖村会長、芦尾委員、小谷委員、清水委員、田中丸委員、野崎委員、服部保委員、服部良子委員、道奥委員、梁委員 (10名)
(事務局) 田中土木局長、宮本技術企画課長、大住道路街路課長、松本河川整備課長、山内総合治水課長、中村港湾課副課長
4. 審査案件 : [継続事業]
【前回説明案件】 (1) 港湾事業 : 明石港(西外港地区)
(2) 海岸事業 : 内田海岸
(3) 道路事業 : 一般国道 1 7 8 号 浜坂道路
【今回説明案件】 (4) 河川事業 : 二級河川喜瀬川
(5) 河川事業 : 二級河川瀬戸川
(6) 河川事業 : 一級河川別府川 (水田川工区)
(7) 河川事業 : 一級河川円山川 (中流工区)

5. 主な質疑

【継続事業：前回説明案件】

- (1) 港湾事業 : 明石港(西外港地区)
- (2) 海岸事業 : 内田海岸

【事務局から追加説明資料に基づき説明】

継続妥当と判断

- (3) 道路事業 : 一般国道 1 7 8 号 浜坂道路

【事務局から追加説明資料に基づき説明】

委 員 :

地元説明会で盛土から橋梁への変更理由を軟弱地盤だと説明してなかったと思う。

事務局 :

盛土から橋梁への変更理由は、地元へは軟弱地盤のためと以前から説明している。

委 員 :

地元住民の意見を聞くと随分記載されているが、意見が出たのは浜坂東インターチェンジだけか。その他、地元の参画によって変更した部分はあるのか。

事務局 :

全線にわたり、細かい構造では、地域住民等の意見を聞いて変えた部分はあるが、その他の大きな構造変更や事業費の大幅な変更はない。

委 員 :

3次救急医療機関への30分アクセスは当初の大目標にもかかわらず、なぜ当初からインターチェンジが設置できていなかったのか、理解できない。

事務局 :

当初はルート帯のため、国道へのアクセスやインターチェンジの端末位置が不確定なまま事業評価を行った。その後、インターチェンジが確定した。

病院30分アクセスは、当初からの目的ではあるが、一方で、全ての県民が100%アクセスできるということを担保できるわけでない。

また、ルート決定に当たっては、病院アクセス以外に、産業、観光振興の目的に加え、貴重種など自然環境の保全など、様々な要素を勘案して、予備設計段階で決まってくるものである。

委員：

鳥取豊岡宮津自動車は、もともと有料の高速道路の計画から、採算性等を踏まえ、無料の地域高規格道路としての整備が決まったはず。また、まず、日本海沿岸地域に、とにかく道路を一本引いていこうではないかといったようなことからスタートしたため、病院アクセス等の目的は、最初は少し薄かったかもしれない。

ただ、地域の皆さんの理解を得る必要がある中で、そういう目的も重要な課題として上がってきたため、このアクセスが必要になってきたのではないと思われる。

会長：

従来のように綿密な計画があって、それから設計がされるという順序が、今回は逆になっているということが一番大きな原因と思う。

なお、変更された工法について、妥当性の検証はどうされたのか。トンネル構造や盛土から橋梁への変更は、部内で行われたのか、外部の意見を受けて行われたのか。

事務局：

地質調査後に、いろんな設計案を作成し、部内でその比較検討する中で決定している。特に構造変更のために第三者委員会は設けていない。

委員：

橋梁下に貴重種のミツガシワが分布しており、保全に対しては橋梁構造と盛土構造ではどちらが望ましいか。

事務局：

盛土には地盤改良が必要なので、ミツガシワの保全には改変の少ない橋梁が良いと考えている。

委員：

ミツガシワのために3億円増えたと捉えられないようにすべきである。

ミツガシワの生息地は県内でもう1カ所ありますが、そこはもう絶滅寸前なので、この保存は重要となるので、ぜひ保全をお願いしたい。この前見に行ったときには、シカ被害でミツガシワがほとんど食べられていた状況なので、その辺も含めて保全対策をお願いしたい。

継続妥当と判断

〔継続事業：今回説明案件〕

(4) 河川事業：二級河川喜瀬川

【事務局から評価調書に基づき説明】

委員：

本事業規模と、昭和49年災害の関係を教えてほしい。例えば、川によっては、やむを得ず床上、床下で我慢しようというところもあるが、今回、床下浸水は残るのか。

事務局：

河整-4に記載のとおり、昭和49年7月の洪水と同規模の洪水による浸水被害が解消する。つまり、床下浸水も解消する。

委員：

事業費が変わらない中、工期の3年短縮は集中投資するということか。

事務局：

河整 - 8 の工程表に記載のとおり、2 橋梁の架け替えは工程的に短縮できないが、橋梁架替後の河道改修で集中投資して、3 年間短縮する予定である。

委員：

道路では、住民の参画と協働ということで、住民への説明会が何度か開かれているが、河川の場合はどういう仕組みか。

事務局：

本河川は、河川整備計画策定時に住民の意見を聞くような委員会を設置して、その中で整備計画についての議論をしていただいている。そういうことから、整備計画を策定する際に、プロセスを踏んできている。

委員：

工事が遅れるケースが多い中で、3 年短縮は、非常に良いことだと思う。3 年短縮した効果は、費用便益分析で出てくるはず。工期が長くなる例が多い中で、短縮したという効果をもっとアピールされたらどうか。

委員：

周辺の開発で住宅や舗装道路が増え、また樹木が減ることで流量が増えたと推測するが、流域の保水について、河川整備計画に反映されているのか教えてほしい。

事務局：

河川整備計画では、将来のまちづくりなどを踏まえた開発の流量を見込んでいる。なお、前回説明の総合治水対策では、河道対策に加え、流域対策について、ため池に貯めるなどの対策もあるので、今後、本流域で議論をしていく。

委員：

総合治水対策は非常に重要なので、本流域も法華山谷川に続いて、早急に総合治水推進計画を策定することになるのか。

事務局：

県下を 11 地域に分け、県下全域で順次計画を策定予定である。

(5) 河川事業：二級河川瀬戸川

【事務局から評価調書に基づき説明】

委員：

喜瀬川と瀬戸川は、ほぼ同じ流域面積で近接流域であり、また、ため池が上流にあり、非常に平坦な地形と、河川特性が似ているが、環境適合性の記載で、親水性、景観や工法の記載に違いが見られるがその違いの考え方はどうなっているのか。

河整-15 や 17 の写真では、土砂がかなり堆積しているように見られる。そうであれば、今回の工事は、河川整備なのか、まとまった維持管理なのか、よく分からない。整備後、ほったらかしにすると、土砂がたまり、将来、同じ整備をするということになる。そのため、今回の整備後の維持管理のやり方が重要になってくる。

事務局：

河川特性で地域的な違いはあまりないが、下流との連続性等で異なっている。共通の内容で整備することも必要だと思うが、今後の整備の中で、あわせて考えていきたいと考えている。

帝釈橋の上流は災害復旧等で少し幅が広いので、橋梁がネックになっている。

今後、河川整備を行うと、土砂の堆積は変わってくると思うが、整備に当たっては、できるだけ土砂が堆積しないような工夫をしながら整備をしていく。

委員：
浸水被害の実績資料については、従前の整備によってかつての被害箇所がもはや被害箇所でなくなったということが理解できるので、記載してほしい。

事務局：
事業区間上流端の国道2号より上流で護岸等施設被害はあったが、浸水被害はない。

委員：
整備後は、全区間こんな状況にはならないという見通しであるが、今までは、整備後の土砂堆積は維持管理で対応していたと思うが、今後は維持管理費が少なくなるので、堆積しない整備のやり方が重要だと思う。

委員：
整備と維持管理の問題で、整備後の河川の維持管理について、整備計画の中での取り扱いや、地域との連携をどうしていくのか教えて欲しい。

会長：
維持管理について、基本的にはどのような仕組みで実施しているのか教えて欲しい。

事務局：
河川整備計画における河道の維持については、「洪水の流下を阻害する堆積土砂や河道内の植生については、自然環境への影響を考慮しながら洪水が安全に流下するよう河積の確保に努める。また、雑草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進するためのしくみづくりの支援を行う。」と記載している。また、河川管理施設の維持管理については、「堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮されることを目的として機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため日常点検、定期点検を実施し、危険箇所、老朽箇所の早期発見と補修に努める」と記載している。

土砂等の除去については、基本的には河道の断面積の3割を超えた場合や、3割以下でも人家近接の場合、また、支川との合流部で土砂堆積が進む場所については、土砂除去を行いながら安全度の確保に努めている。

委員：
アンカー式空石積み護岸と比較的高価な工法を採用しているが、下流域がそういう整備をされてきたということか。

委員：
アンカー式空石積み護岸で工事費が高くなっていると思うが、採用した経緯はなにか。

事務局：
地元の方々と協議を行う中で、地元の意向を踏まえながら、景観や生態系等に配慮し、このような工法を決定のうえ、下流から採用している。

委員：
地域の方へのイニシアチブはどのようにしているのか。帝釈橋付近は、草を刈れば状況は変化するだろうと思うので、地域の方との連携が一つの要素になる。

事務局：
草刈りなどについては、地域ごとにクリーン作戦とか愛護活動とかいう中で、県が手袋を支給するなどして取り組んでいる。

委員：
そういうことを総合治水推進計画に将来盛り込むべきではないか。

委員：
予算が減少する一方、災害も頻発している中で、今後の河川管理のあり方は、どこの自治体も困っており、国のほうで検討委員会が進んでいるので、新たな方針が出てくると思う。

事務局：

総合治水の協議会も利用してできるだけ地域の方々が愛せる川をつくりながら、住民参加を進めていく。

会 長：

土砂は、河道内移動がほとんどで、新たな土砂が川の中に入ってくることはあるか。

事務局：

整備済み箇所は、断面的には土砂の流動というのがあって、断面は確保されていて、下流で土砂が堆積して掘削しないとイケない場所はそれほどない状況である。

ただ、堰とか橋梁等の構造物の場所は一部堆積している。できるだけ堆積しないことも大事であるが、生物にとっては堆積することも必要だと思うので、それらにも配慮しながら、澁筋等についても考えている。

委 員：

河川整備計画では、瀬戸川で、整備目標流量として昭和40年9月台風の洪水を考慮して定めた流量であり、この地域での戦後最大洪水の解消だと思うが、喜瀬川では、概ね30年に1回程度の降雨で発生する洪水という記載で異なっているのはなぜか。

事務局：

喜瀬川と瀬戸川の整備目標流量の違いは、瀬戸川は既往最大であり、24年に1回ぐらいの洪水が整備目標である。一方、喜瀬川は、昭和47年洪水では被害は出ているが、全降雨量は、約100mmと少なかったため、都市部の整備目標として、概ね30年に1回ぐらいという整備目標が必要だということで、流量を定めている。

会 長：

地元の理解を得ながら進めることは重要である。その中で、事業期間が7年延びているが、地元対応はどうなっているのか。

事務局：

地元の方々と協議しながら、事業期間の延伸の理解をいただいている。

委 員：

河川整備計画で30年1回程度の降雨と昭和何年台風という具体的な定量的な計画流量というのはわかるが、必要性で記載している90m³/sとの関係が分からない。

例えば、昭和40年9月の台風洪水では、ここで言う90m³/sが確保できれば、安全に流下できるということか。

事務局：

確率の表記ができるものとできないものがあり、確率表記できないものについては、昭和40年台風第23号洪水が目標で、流量はその右側に記載している。

委 員：

いろいろな数字が書いてあるが、予算等の都合でどのような整備をするのか不安なところがあるので、整合性を整理してはっきり書いてほしい。

会 長：

ご指摘の整合は、計画流量の設定根拠や考え方をきちんと書き込んでくださいということである。そういう疑問点を解消するような調書の記載に、今後は行うこと。なお、この値も、整備計画の流域委員会で、住民の理解は得ているということか。

事務局：

流量配分図で数字的に示して、こういう整備をしていくという説明はしている。

(6) 河川事業 一級河川別府川 (水田川工区)

【事務局から評価調書に基づき説明】

委 員 :

評価調書で、道路橋 6 橋と鉄道橋 1 橋とあるが、工程表では、鉄道橋 1 橋がないので、記載すること。

委 員 :

河川整備計画では、事業の進捗管理を評価する仕組みはないのか。

事務局 :

整備計画の進捗を定期的にチェックする仕組みはない。

ただし、社会情勢の大きな変化や、大きな災害を受けて新たな事業を位置づける必要が生じた時等は適宜必要に応じて変更する。その時には、策定同様、地域の方の意見を聞いて変更する。

会 長 :

本審査会が事業の進捗管理を行うということで、意見を述べるということである。

(7) 河川事業 一級河川円山川 (中流工区)

【事務局から評価調書に基づき説明】

委 員 :

「こいのかわ景画」がどこまで完了しているのか。また、県と市の整備の役割分担と地元の利用状況等を教えてほしい。

事務局 :

「こいのかわ景画」の整備は概ね完了している。

また、県が緩傾斜の護岸や階段等を施工し、平場の遊具等は市が整備をして、現在地元利用されている。なお、公園は、地元が管理をしている。

委 員 :

環境適合性で、去年の上流工区でも議論になったが、具体的にはどこの部分に礫河原があって、どのように保全するのか、具体的に教えてほしい。

事務局 :

礫河原については、上流の朝来市境付近で、確認されている。実施にあたっては、埋め戻し時等に礫を戻すなどの工夫ができないかを今検討している。

委 員 :

具体的な維持の方法は、順応的にやっていくということか。

事務局 :

それしかないかと思う。

委 員 :

「多様な生物の生活環境の確保」という書き方は正しい。また、「生物の多様な生活環境の保全」というのは、「多様な」を前に持ってきたほうがはっきりして良い。

ただし、ここは礫河原を保全することによる礫河原固有の生物の保全なので、多様ではなく、「礫河原固有の生物の生活環境の確保」という書き方にした方が良い。

また、礫河原をつくっても、カワラハハコが絶滅していたら、意味がないので、カワラハハコがどんな状態になっているのかを把握して、いろんな草の侵入対策等をしないと、礫河原固有の生物は保全できない。

事務局 :

カワラハハコは、昨年度に環境調査を行い、事業区間では確認されていないが、事業区

間外で2カ所確認できた。ただ、ポイント調査で、事業区間全域で調査を行っていないので、工事前に全て確認したうえで、どういう対応をするのかをご相談させてもらいながら進めていきたい。

委員：

直轄区間はほとんど絶滅しかけている。県管理区間も非常に少なくなっているので、このまま放っておくと礫河原はできたが、保全すべき生物がいなくなるので、ぜひとも保全をお願いしたい。

委員：

先程の説明では、河川幅は計画流量で完成し、あとは堤防の嵩上げのみということであるが、今のままでは計画流量は安全に流下できないということか。

事務局：

断面図のH.W.Lは計画高水位で、この高さまで堤防ができており、その上の余裕高は今後整備していく。このH.W.Lまでで3,200m³/s流れる計画である。

会長：

追加説明については、喜瀬川と水田川は、特段なかったと思う。

瀬戸川は、計画流量の根拠の質問等があったが、事務局から説明があり、今後根拠の書き方等について、少し御検討いただきたいと思う。

また、山陽電鉄の橋梁を工程表に追加して記載するというので、追加説明はなかったと思う。

円山川は、礫河原固有の生物の書きぶりを変えてほしいという要望があったので、修正していただくということで、次回説明はなかったと思う。

継続妥当と判断

以上の質疑を受けたが、次回追加説明を行う項目はなかった